

○幸手市在宅重度心身障害者手当支給条例施行規則

昭和54年12月19日

規則第11号

改正 平成6年3月28日規則第9号

平成21年9月29日規則第29号

(題名改称)

平成27年3月31日規則第9号

平成28年4月1日規則第31号

注 平成21年9月から改正経過を注記した。

(目的)

第1条 この規則は、在宅重度心身障害者手当支給条例（昭和54年幸手町条例第28号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めることを目的とする。

(申請)

第2条 条例第3条第2項の規定する受給資格の認定を受けようとする者は、在宅重度心身障害者手当支給申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(認定及び通知)

第3条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、必要な調査を行い、受給資格を認定し、申請者に対して在宅重度心身障害者手当支給決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(届出)

第4条 条例第4条第2項による届出は、在宅重度心身障害者手当受給資格喪失届（様式第3号）による。

(支給時期)

第5条 手当は、毎年度、9月、3月の2期に分けて支給する。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和54年10月1日から適用する。
- 2 在宅重度心身障害児手当支給条例施行規則（昭和47年幸手町規則第15号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。

3 この規則の施行の際現に旧規則により受給資格の認定を受けている者は、その者から障害者本人に氏名を改めることにより、この規則による認定を受けている者とみなす。この場合、市長は、この規則第3条の規定による通知をしなければならない。

附 則（平成6年3月28日規則第9号）

この規則は、公布の日から施行し、平成6年1月1日から適用する。

附 則（平成21年9月29日規則第29号）

この規則は、平成22年1月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年4月1日規則第31号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

在宅重度心身障害者手当支給申請書

年 月 日

(あて先)幸手市長

住 所
氏 名

下記のとおりにつき、在宅重度心身障害者手当支給条例による手当の支給を受けたいので申請いたします。

記

住 所			
氏 名			
性 別		生年月日	
障 害 者	身体障害者手帳	障 害 名 _____ 身体障害者等級表による級別 _____ 級 第1種 第2種	
	療育手帳	障害の程度(総合判定) 合併障害 (身体障害 級)	
	精神手帳	精神障害者保健福祉手帳 第1級	
	その他の	1 超重症心身障害児 2 その他()	
	世帯主 氏名		性 別
世帯主 生年月日		障害者との続柄	
備 考			

住民基本台帳 確 認	
---------------	--

様式第2号(第3条関係)

在宅重度心身障害者手当支給決定通知書

年 月 日

様

幸手市長

印

さきに申請のあつた在宅重度心身障害者手当の支給について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 支 給

支給開始年月日 年 月 日

手 当 額 月 額 円

支 給 時 期 年 9 月・3 月

2 却 下

理 由

教示

1 審査請求について

この処分に不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、幸手市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、幸手市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において幸手市を代表する者は、幸手市長です。ただし、この処分があつたことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内であつても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第3号(第4条関係)

在宅重度心身障害者手当受給資格喪失届

年 月 日

(あて先) 幸手市長

受給者
住 所
氏 名

下記のとおり、在宅重度心身障害者手当の受給資格がなくなりましたので届け出ます。

記

1 理由

2 理由が発生した日

年 月 日

様式第1号（第2条関係）

（平21規則29・一部改正）

様式第2号（第3条関係）

（平21規則29・平27規則9・平28規則31・一部改正）

様式第3号（第4条関係）

（平21規則29・全改）